

答申第260号

情 公 第 1796 号

令和8年8月19日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 外郎 藤右衛門 様

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 高 橋 良

保有個人情報不開示処分に関する審査請求について（答申）

令和7年10月29日付けで諮問された特定個人に係る調査資料不開示（存否応答拒否）の件（諮問第274号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

諮問実施機関である神奈川県公安委員会は、令和7年10月29日付けで諮問された特定個人に係る調査資料不開示（存否応答拒否）の件に係る同年7月25日付け審査請求を却下すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和7年7月3日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和2年9月12日に亡くなった特定個人にかかわる特定警察署が作成した検視調書、現場見分調書、遺留品記録、実況見分調書（ある場合）、その他死亡に関わる調査資料一切」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、令和7年7月16日付けで、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない情報）に該当する不開示情報を開示することになるとして、法第81条の規定に基づき存否応答拒否とする保有個人情報不開示決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年7月25日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、諮問実施機関に対し、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求に対し、実施機関は、本件開示請求について改めて検討を行い、別表に掲げる各行政文書（以下「本件対象文書」という。）の一部については審査請求人自身の保有個人情報（以下「本件開示情報」という。）に該当すると判断し、令和7年9月25日付けで、原処分を取り消した（以下当該決定を「本件取消決定」という。）。
- (5) 原処分を取り消した実施機関は、更に同日付けで本件対象文書の存否を明らかにした上、本件開示情報と認められない部分については不開示とする保

有個人情報一部開示決定（以下「再処分」という。）を行った。

3 審査会の判断理由

実施機関は、上記 2 (4) 及び(5)のとおり、本件審査請求の対象となる原処分を職権で取り消した上で再処分を行っている。

この点、法にはこうした職権での取消決定について定める明文規定は存在しないものの、開示又は不開示決定（以下「開示決定等」という。）権限を有する行政機関の長等は、自ら行った開示決定等を職権で取り消す権限も有すると解されるため、原処分は本件取消決定により取り消され、再処分が行われているから、本件審査請求の対象となる処分はもはや存在しないことになる。

よって、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第1項に規定する「処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合」に該当するものとして、諮問実施機関はこれを却下することが妥当である。

4 附言

審査請求人は再処分後に提出した反論書において、一部開示された保有個人情報の開示範囲の再検討等を要望している。これは再処分に対してもその取消しを求める意向であると解されるが、原処分が取り消されている以上、審査請求人は再処分に対する審査請求を改めて提起すべきであった。この点について実施機関は、本件取消決定及び再処分において審査請求に係る教示をしており、手続に誤りは認められない。

しかし、反論書が提出されたという事実を鑑みれば、審査請求人が審査請求の制度について誤って認識をしている可能性が認められることから、諮問実施機関は、審査請求人に対し、改めて意向の確認をすることが望ましかった。

今後、諮問実施機関においては、このような事態が生じた場合は、審査請求人の真の意向を確認する対応を行うよう、ここに附言する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

特定した保有個人情報
甲号報告書
死体検視・調査結果報告書
資料
死体調査等記録書
資料
死体及び所持品引取書
死体検案記録

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年10月30日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 6 月29日 (第368回審査会)	○ 審議
令和 8 年 7 月23日 (第369回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈 津 子	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会長職務代理者
金 井 恵 里 可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 舘 慶 子	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	

（令和 8 年 8 月 19 日現在）（五十音順）